

令和4年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会 ～参考資料一覧②～

1. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
対応表……………P 1
2. 道徳教育アーカイブについて……………P 16
3. 「今、求められる力を高める総合的な学習の
時間の展開」（指導の手引き）について
……………P 17
4. 主権者教育に関する副教材等について……………P 18
5. 「薬害」を学ぶための教育について……………P 20
6. 性同一性障害等に係る児童生徒への支援に
ついて……………P 21
7. ハンセン病に関する教育について……………P 26

8. 生命（いのち）の安全教育について……………P 32
9. 消費者教育について……………P 38
10. 生徒指導提要の改訂について……………P 44
11. 公立学校における働き方改革の推進
について……………P 46
12. 部活動の地域移行と地域スポーツ・
文化芸術環境の整備について……………P 47
13. 外国語教育の改善と免許法認定講習の
開設等専門人材育成・確保事業について…P 57
14. 「初等教育資料」について……………P 60
15. 「中等教育資料」について……………P 62



①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

| | |
|----------|--|
| 大学名 | |
| 学部・学科等名 | |
| 特別支援教育領域 | |

【第1欄】<特別支援教育の基礎理論に関する科目>

| ページ | 科目に含めることが必要な事項 | 対応授業科目(1) | 対応授業科目(2) |
|-----|--|-----------|-----------|
| | 特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | | |

【第2欄】<特別支援教育領域に関する科目>

| ページ | 科目 | 対応授業科目(1) | 対応授業科目(2) |
|-------|---|-----------|-----------|
| 視覚障害 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 聴覚障害 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 知的障害 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 肢体不自由 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 病弱 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【第3欄】<免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目>

| ページ | 科目 | 対応授業科目(1) | 対応授業科目(2) |
|-------|---|-----------|-----------|
| 発達障害 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 重複障害 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| 視覚障害 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 聴覚障害 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 知的障害 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 肢体不自由 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |
| 病弱 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 — | | |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 — | | |

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

作成例

| | |
|----------|------------------|
| 大学名 | 〇〇大学 |
| 学部・学科等名 | ●●学部△△学科 |
| 特別支援教育領域 | 知的障害者・肢体不自由者・病弱者 |

【第1欄】<特別支援教育の基礎理論に関する科目>

| ページ | 科目に含めることが必要な事項 | 対応授業科目(1) | 対応授業科目(2) |
|-----|--|-----------|-----------|
| 2 | 特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 特別支援教育総論 | 障害者教育論 |

【第2欄】<特別支援教育領域に関する科目>

| ページ | 科目 | 対応授業科目(1) | 対応授業科目(2) |
|-----|---|-----------------|-----------|
| | 視覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | | |
| | | | |
| | | | |
| | 聴覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | | |
| | | | |
| | | | |
| 3 | 知的障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | 知的障害者の心理・生理・病理 | |
| | | 知的障害者教育論 | |
| | | 知的障害者教育論 | |
| 4 | 肢体不自由 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | 肢体不自由者の心理・生理・病理 | |
| | | 肢体不自由者教育論 | |
| | | 肢体不自由者教育論 | |
| 5 | 病弱 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | 病弱者の心理・生理・病理 | |
| | | 病弱者教育論 | |
| | | 病弱者教育論 | |

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【第3欄】<免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目>

| ページ | 科目 | 対応授業科目(1) | 対応授業科目(2) |
|-----|---|----------------|----------------|
| 6 | 発達障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | 発達障害者の心理・生理・病理 | |
| | | 発達障害者教育論 | |
| | | 発達障害者教育論 | |
| 7 | 重複障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— | 重複障害児教育論 | 重複障害児教育課程論 |
| 8 | 視覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | | 視覚障害者の心理・生理・病理 |
| | | 視覚障害者教育総論 | 視覚障害者教育論 |
| | | | 視覚障害者教育論 |
| 9 | 聴覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | 聴覚障害者教育総論 | |
| | | 聴覚障害者教育総論 | |
| | | 聴覚障害者教育総論 | |
| | 知的障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | | |
| | | | |
| | | | |
| | 肢体不自由 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | | |
| | | | |
| | | | |
| | 病弱 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—教育課程— 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目—指導法— | | |
| | | | |
| | | | |

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【特別支援教育の基礎理論に関する科目】

○特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標： 特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある幼児、児童又は生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1)特別支援教育の理念

一般目標： 特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する。

到達目標： 1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。
2) 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

(2)特別支援教育の歴史

一般目標： 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方及び特別支援学校の変遷を理解する。

到達目標： 1) 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。
2) 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史や障害者施策の視点から理解している。

(3)特別支援教育の思想

一般目標： 特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

到達目標： 1) 障害のある幼児、児童又は生徒に関わる教育の思想を理解している。
2) 特別支援学校や学習に関わる教育の思想を理解している。

○特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標： 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

(1-1)特別支援教育に関する社会的事項

一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校を巡る近年の様々な状況の変化及び子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
2) 近年の特別支援教育政策の動向を理解している。

(1-2)特別支援教育に関する制度的事項

一般目標： 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。
2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの基礎的な考え方を理解している。

(1-3)特別支援教育に関する経営的事項

一般目標： 特別支援学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校の目的や教育目標を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえた学級経営の基本的な考え方を理解している。
3) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

| 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 項目 | 理念・歴史・思想 | | | 社会的・制度的・経営的 | | |
|------------------------|--------------|----------|-----|-----|-------------|-------|-------|
| | | (1) | (2) | (3) | (1-1) | (1-2) | (1-3) |
| 授業科目名（シラバスのページ番号）及び授業回 | 到達目標 /授業回 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【聴覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1)聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標: 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(聴覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標: 特別支援学校(聴覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標: 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(聴覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標: 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標: 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な言語概念の形成を回り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

| 聴覚障害者に関する教育の領域 | 項目 | 心理、生理、病理 | | 教育課程 | | 指導法 | |
|----------------------------|----------|----------|-----|------|-----|-----|--|
| | | (1) | (1) | (2) | (1) | | |
| 授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回 | 授業科目名 | | | | | | |
| | 単位数 | | | | | | |
| | 到達目標/授業回 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

【知的障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1)知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標: 知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。
- 到達目標: 1) 知的発達の違い及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(知的障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標: 特別支援学校(知的障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標: 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校(知的障害)の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりから理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標: 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標: 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。
3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。
4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるように、授業改善の視点を身に付けている。

| 知的障害者に関する教育の領域 | 項目 | 心理、生理、病理 | | 教育課程 | | 指導法 |
|----------------------------|-------|----------|-----|------|-----|-----|
| | | (1) | (1) | (2) | (1) | |
| 授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回 | 授業科目名 | | | | | |
| | 単位数 | | | | | |
| | 到達目標 | | | | | |
| | 授業回 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【肢体不自由者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や関係機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(肢体不自由)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1) 教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(肢体不自由)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(肢体不自由)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1) 各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要な体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることと、授業改善の視点を身に付けている。

| 肢体不自由者に関する教育の領域 | 項目 | 心理、生理、病理 | | 教育課程 | | 指導法 | |
|----------------------------|----------|----------|-----|------|-----|-----|--|
| | | (1) | (1) | (2) | (1) | | |
| 授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回 | 授業科目名 | | | | | | |
| | 単位数 | | | | | | |
| | 到達目標/授業回 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

(1)病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣(身体疾患や精神疾患)や心身の不調状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

- 到達目標: 1) 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣(身体疾患や精神疾患)や心身の不調状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病氣や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(病弱)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(病弱)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(病弱)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
 2) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
 3) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の变换や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
 4) 病氣や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることとともに、授業改善の視点を身に付けている。

| 病弱者に関する教育の領域 | 項目 | 心理、生理、病理 | | 教育課程 | | 指導法 |
|----------------------------|----------|----------|-----|------|-----|-----|
| | | (1) | (1) | (2) | (1) | |
| 授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回 | 授業科目名 | | | | | |
| | 単位数 | | | | | |
| | 到達目標/授業回 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【発達障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー教育課程ー

全体目標: 特別支援学校のセンター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準として、発達障害の幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

到達目標: 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。
2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。
3) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー指導法ー

全体目標: 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようにするため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、ICTや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けている。

| | | 心理、生理、 病理 | 教育課程 | | 指導法 |
|----------------------------|---------------|--------------|------|-----|-----|
| 発達障害者に関する教育の領域 | 項目 | (1) | (1) | (2) | (1) |
| | 到達目標 / 授業回 | | | | |
| 授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【重複障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。

2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

| 重複障害者に関する教育の領域 | 項目 到達目標 /授業回 | 心理 生理 病理 | 教育課程 | | 指導法 |
|----------------------------|--------------------|----------------|------|----|-----|
| | | | (1) | | |
| | | | 1) | 2) | |
| 授業科目名（シラバスのページ番号）、単位数及び授業回 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【視覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

- 到達目標： 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(視覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校(視覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(視覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標： 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標： 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
 2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通して空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
 3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
 4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やICT及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
 5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成できるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

| 視覚障害者に関する教育の領域 | 授業科目名 | 単位数 | 項目 到達目標 /授業回 | 心理、生理、 病理 | 教育課程 | | 指導法 |
|--|-------|-----|--------------------|--------------|------|-----|-----|
| | | | | (1) | (1) | (2) | (1) |
| 授業科目名 (シラバスの ページ番号) 、単位数 及び授業回 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【聴覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標： 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の間こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(聴覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校(聴覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(聴覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標： 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標： 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要な言語概念の形成を図り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

| 聴覚障害者に関する教育の領域 | 授業科目名 | 単位数 | 項目 到達目標 /授業回 | 心理、生理、 病理 | 教育課程 | | 指導法 |
|----------------|--------------|--------------|--------------------|--------------|------|-----|-----|
| | | | | (1) | (1) | (2) | (1) |
| 特別支援学校(聴覚障害) | 特別支援学校(聴覚障害) | 特別支援学校(聴覚障害) | 特別支援学校(聴覚障害) | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

<第3欄科目>

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

【知的障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1)知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標： 知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。
- 到達目標： 1) 知的発達の遅れ及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —教育課程—

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(知的障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標： 特別支援学校(知的障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標： 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校(知的障害)の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標： 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組織することの意義について理解している。
5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —指導法—

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標： 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標： 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。
2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。
3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。
4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることと、授業改善の視点を身に付けている。

| 知的障害者に関する教育の領域 | 授業科目名 | 単位数 | 項目 到達目標 授業回数 | 心理、生理、病理 | 教育課程 | | 指導法 |
|-----------------------------|-------|-----|--------------------|----------|------|-----|-----|
| | | | | (1) | (1) | (2) | (1) |
| 授業科目名（シラバスのページ番号）、単位数及び授業回数 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

*一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【肢体不自由者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標： 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。
- 到達目標： 1) 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(肢体不自由)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

- (1) 教育課程の編成の意義
- 一般目標： 特別支援学校(肢体不自由)の教育において教育課程が有する意義を理解する。
- 到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。
- (2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標： 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(肢体不自由)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
- 到達目標： 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

- (1) 各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標： 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標： 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要な体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
 2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
 3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
 4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるように、授業改善の視点を身に付けている。

| | | | | 心理、生理、 病理 | 教育課程 | | 指導法 |
|----------------------------|-----|--------------|--|--------------|------|-----|-----|
| 肢体不自由者に関する教育の領域 | | 項目 | | (1) | (1) | (2) | (1) |
| 授業科目名 | 単位数 | 到達目標 /授業回 | | | | | |
| 授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病弱等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病弱や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

(1)病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病弱(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病弱や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

- 到達目標: 1) 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病弱(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病弱や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(病弱)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(病弱)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(病弱)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
 2) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
 3) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
 4) 病弱や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができることとともに、授業改善の視点を身に付けている。

| 病弱者に関する教育の領域 | 項目 | 心理、生理、病理 | | 教育課程 | | 指導法 | |
|----------------------------|----|----------|-----|------|-----|-----|-----|
| | | 授業科目名 | 単位数 | (1) | (1) | (2) | (1) |
| | | | | | | | |
| 授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



● 授業映像 ●



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

● 工夫事例(指導演) ●

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導演)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

● いじめ防止を扱う実践事例 ●

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

● 道徳教育を知るための資料 ●

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

● 授業で使える郷土教材 ●

教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。



● 教育委員会作成指導演 ●

各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導演や実践資料集等を掲載。



● 文部科学省作成資料 ●

「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。



「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」(指導の手引き)



文部科学省

総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編)

令和3年3月
文部科学省

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 目次 | 1 |
| はじめに | 4 |
| ○今、求められる資質・能力 | 4 |
| ○総合的な学習の時間で「児童、教師、地域が変わる!」 | 9 |
| ○「主体的・対話的で深い学び」を実現する総合的な学習の時間 | 13 |
| 第1編 総合的な学習の時間において求められる授業改善 | 15 |
| 第1章 総合的な学習の時間の成果と探究的な学習の過程の充実 | 16 |
| 第2章 充実した総合的な学習の時間を実現するための学習指導 | 19 |
| 第1節 学習指導の基本的な考え方 | 19 |
| 1. 学習過程を探究的にすること | 19 |
| 2. 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること | 20 |
| 第2節 探究的な学習の指導のポイント | 24 |
| 1. 課題の設定 | 24 |
| 2. 情報の収集 | 30 |
| 3. 整理・分析 | 40 |
| 4. まとめ・表現 | 48 |
| 【コラム】総合的な学習の時間におけるプログラミングの充実 | 55 |
| 【コラム】総合的な学習の時間における情報手段の基本的な操作スキルの習得 | 56 |
| 【コラム】総合的な学習の時間における「考えるための技法」の活用 | 57 |
| 第2編 総合的な学習の時間とカリキュラム・マネジメント | 59 |
| 第1章 カリキュラム・マネジメントの充実 | 60 |
| 第2章 全体計画の作成 | 61 |
| 第1節 全体計画の基本的な考え方 | 61 |
| 1. 全体計画の概要 | 61 |
| 2. 全体計画の中心となる三要素 | 63 |
| 3. 三要素を明確にすることの価値 | 63 |
| 第2節 全体計画作成の進め方 | 64 |
| 1. 学校教育目標を基盤とする | 65 |
| 2. 各学校において定める目標を設定する | 65 |
| 3. 目標を実現するにふさわしい探究課題 | 66 |
| 4. 探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力 | 68 |
| 第3節 全体計画の具体例 | 75 |
| 第3章 年間指導計画の作成 | 78 |
| 第1節 年間指導計画の基本的な考え方 | 78 |
| 1. 年間指導計画とその構成要素 | 78 |
| 2. 年間指導計画における時数配当の考え方 | 78 |

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編) (令和3年3月)

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編)

令和4年3月
文部科学省

| | |
|---|------------|
| 3. 年間指導計画における単元配列の考え方 | 87 |
| 第2節 年間指導計画作成上の留意点と具体例 | 90 |
| 1. 生徒の学習経験に配慮すること | 91 |
| 2. 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと | 92 |
| 3. 各教科等の関連を明らかにすること | 92 |
| 4. 外部の教育資源の活用及び異校種の連携や交流を意図すること | 95 |
| 第4章 単元計画の作成 | 97 |
| 第1節 単元計画の基本的な考え方 | 97 |
| 1. 単元計画作成の手順 | 97 |
| 2. 単元計画としての学習指導案 | 100 |
| 第2節 単元計画作成の具体的手順 | 101 |
| 1. 全体計画・年間指導計画を踏まえる | 101 |
| 2. 三つの視点から生徒の姿を思い描く | 103 |
| 3. 探究的な学習として単元が展開するイメージを思い描く | 105 |
| 4. 単元計画を具体的に書き表す | 106 |
| 第5章 総合的な学習の時間の評価 | 114 |
| 第1節 生徒の学習状況の評価 | 114 |
| 1. 学習評価の基本的な考え方 | 114 |
| 2. 全体計画に示した「学習の評価」の具体化 | 116 |
| 3. 評価の観点の設定 | 116 |
| 4. 学習状況の評価の手順 | 116 |
| 5. 多様な評価の方法 | 118 |
| 第2節 教育課程の評価 | 121 |
| 1. 教育課程の評価の基本的な考え方 | 121 |
| 2. 教育課程の評価項目・指標等の検討 | 121 |
| 3. 教育課程の改善と外部への説明 | 122 |
| 第6章 総合的な学習の時間を支えるための体制づくり | 123 |
| 第1節 体制整備の視点と校長のリーダーシップ | 123 |
| 1. 求められる校長のリーダーシップ | 123 |
| 2. 体制整備の4つの視点 | 124 |
| 第2節 組織整備の実践事例 | 125 |
| 1. 指導体制と運営体制の整備 | 125 |
| 2. 校内研修等の充実 | 133 |
| 【コラム】総合的な学習の時間を進める中で教師が育つ—OJTの中で高められる教師としての専門性— | 135 |
| 第3節 授業時数の確保と弾力的な運用の実践例 | 136 |
| 【コラム】休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて | 138 |
| 第4節 学習環境の整備の実践事例 | 139 |
| 1. 学習空間の確保 | 139 |
| 2. 教室内の学習環境の整備 | 140 |
| 3. 学校図書館の整備 | 142 |
| 第5節 外部との連携の構築の実践事例 | 144 |
| (参考資料) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成 | 147 |

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編) (令和4年3月)

- 本書では、総合的な学習の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な学習の時間を推進するための体制づくりなどについてわかりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げています。
- ニーズに応じてご活用いただけるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。
- 冊子版をご入用の場合には、下記より購入することもできます。
(株式会社アイフィス HP: <https://www.ifys.co.jp/> 価格: 1,650円(税込))



政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材：全ての国・公・私立高校生（第1学年）等に配布】

〈第一部：解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み（公示から開票までの流れ、投票方法等）
- ・選挙の意義（選挙と政策決定過程（政治の仕組み）、年代別投票率と政策等）
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部：実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

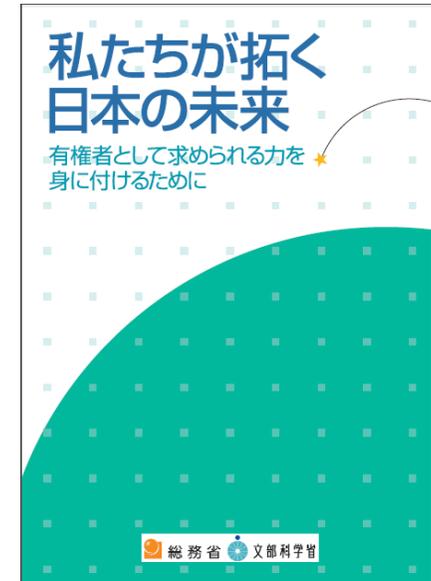
- ・話し合いやディベート（地域課題）の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会 等

〈第三部：参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保（教育基本法等） 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点（教育基本法、公選法等）を追記。
（全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布）



政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



小・中学校向け 主権者教育指導資料の概要

選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育(いわゆる「主権者教育」)がこれまで以上に求められていることから、小・中学校向け主権者教育指導資料を作成しました。

小・中学校向け 主権者教育指導資料 「主権者として求められる力」を子供たちに育むために

〈理論編〉

選挙権年齢の引下げに伴う動きや学習指導要領における主権者教育の位置付け、さらに、社会的事象の取扱いや学校における政治的中立の確保等の学習活動の展開に当たって特に留意すべきことなどについて解説。

〈実践編〉

小・中学校の社会科及び特別活動における指導事例について、
○「主権者教育の充実」に向けた指導のポイント
○指導の展開例
○実践するに当たっての留意点・配慮事項等
○資料・ワークシート等
などを紹介。

※指導事例

社会科:小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」
中学校公民的分野「国民の生活と政府の役割」
特別活動:小学校第5学年 学級活動「係活動」
中学校 生徒会活動「学校生活の主体者としての自覚をもとう」など



1. 小学校社会科における指導事例

第4学年「自然災害から人々を守る活動」

1. 単元の目標

自然災害から人々を守る活動について、過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、聞き取り調査をした日、地図や年表などの資料で調べたりします。災害から人々を守る活動を探し、その働きを考え、発表することを通して、地域の関係機関や人は、自然災害に対し、様々な役割を担って活動してきたことや、全国どこでも発生し、様々な被害をもたらしていることを理解できるようにすること。地域の学習環境を調査・解説し、学習したことを基に地域社会の一員として自分たちが協力できることを考えようとする態度を養う。

2. 単元の評価規準

| 知識・技能 | 態度・技能・表現 | 主体的に学習に取り組む態度 |
|---|--|---|
| ① 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などについて歴史や調査資料、地図や年表などの資料で調べたりして、必要な情報を取り取り、災害から人々を守る活動を探し、発表しようとする。 | ② 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、聞き取り調査をした日、地図や年表などの資料で調べたりして、必要な情報を取り取り、災害から人々を守る活動を探し、発表しようとする。 | ③ 自然災害から人々を守る活動について、予想や学習計画を立て、学習を進めようとする。また、主体的に学習環境を調査し、解説しようとする。 |
| ② 調べたことを年表や年表などを用いて、地域の関係機関や人は、自然災害に対し、様々な役割を担って活動してきたことや、全国どこでも発生し、様々な被害をもたらしていることを理解できるようにすること。 | ④ 自然災害が発生した地域の被災状況や災害から人々を守る活動に関する資料や学習したことを基に、自分たちが協力できることを考えた年表や活動計画を立て発表しようとする。 | ④ 自然災害から人々を守る活動について、自分たちが協力できることを考えた年表や活動計画を立て発表しようとする。 |

3. 単元における「主権者教育の充実」に向けた指導のポイント

(1) 自治体職員の話をもとに作成した教材を活用すること
単元を通して自治体職員の話をもとに作成した教材を活用し、市政の働きを具体的に学ぶ。また、市政の役割、防災関係、地域の防災の役割を学ぶことで、関係機関や地域の人の協力を理解しやすくなる。これにより、社会に関心する姿勢を醸成し、協働を促すことができる。

(2) 防災の取組に関わる具体的な社会的課題を取り上げること
防災関係員に対し、自然災害から人々を守るために、協力の関係機関や自治体職員が担っている役割や役割について、防災に関する課題として「災害時の心のケア」や「避難所での生活支援」や「防災教育の充実」などを取り上げる。そのことにより、人々の生活や防災の働きによって守られていることや、自分たちの生活と防災の働きとが関係していることを理解できるようにする。

(3) 課題を通して多面的に考えること
課題解決の場面や場面(自治体、地域(自治体)、家庭)それぞれ別の観点やつながり、協働関係について話し合い、またそれらと関連して、課題・問題の観点でも学習したことを基に自治体・自治体・自治体の観点から問題を考えることにより、社会的課題に貢献する態度を養うよう促す。

5. 授業の実践

第4学年 協働の取組(第4時 津波への対策、第5時 防災関係の職員)を調べる。

(1) 第4・5時の取組

第4・5時 協働の取組

第4時 津波への対策

協働の取組は、地域の関係機関や自治体職員の話をもとに作成した教材を活用し、協働の働きを具体的に学ぶ。また、市政の役割、防災関係、地域の防災の役割を学ぶことで、関係機関や地域の人の協力を理解しやすくなる。これにより、社会に関心する姿勢を醸成し、協働を促すことができる。

第5時 防災関係の職員

自治体職員の話をもとに作成した教材を活用し、市政の働きを具体的に学ぶ。また、市政の役割、防災関係、地域の防災の役割を学ぶことで、関係機関や地域の人の協力を理解しやすくなる。これにより、社会に関心する姿勢を醸成し、協働を促すことができる。



「薬害」を学ぶための教育の充実

- ◆ 「高等学校学習指導要領（平成21年告示）解説公民編」においては、現代社会及び政治・経済の中で、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」においては、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされているため、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全高等学校に配布しています。
また、中学校でも社会科（公民的分野）等で、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を厚生労働省HPを通じてご活用いただくことが可能です。
- ◆ 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、全国薬害被害者団体連絡協議会から講師を派遣していただき、薬害被害者やご家族の方の声を直接伺う機会を設けることが可能です。

薬害を学ぶための教材

- **薬害教育教材「薬害を学ぼう」**を令和4年度から**全高等学校に配布**しています。
（令和3年度までは全中学校に配布してきました。）
- 関連する**教師用の指導の手引き**や**視聴覚教材、事例集**も配布しています。
- 上記の薬害教育教材、視聴覚教材、教員用の指導の手引き、事例集等は下記の厚生労働省HPに公開しています。ダウンロードも可能ですのでご活用ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>



講師派遣

- **全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。
詳細は下記の専用メールアドレスからお問い合わせください。
- ※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス： yakuhiren.lecturer@gmail.com

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に関する取組の経緯

平成15年

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の成立（平成16年7月施行）

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

○「性同一性障害に関する教育相談等」があったとして、606件の報告。
※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答頂いた件数。

平成27年

通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

○性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項を通知。

平成28年

教職員向けパンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」

平成29年

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂

令和4年

「生徒指導提要」の改訂

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年4月30日児童生徒課長通知)

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

「性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、**個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応**を行うこと。」

- 学校における支援体制 ⇒「**サポートチーム**」の設置による対応、**情報共有に当たっては留意した対応**することが必要
- 医療機関との連携
- 学校生活の各場面での支援 ⇒ **先入観をもたず、その時々**の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要
- 当事者である児童生徒の保護者との関係 ⇒ **保護者と十分話し合い、可能な支援**を行う
- 教育委員会等による支援 ⇒ **人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭、管理職、学校医、SC等への研修**が必要

以上の内容は、**画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要**がある。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、**いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台**となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、**性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通**するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、**学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていく**ことが望まれること。このため、**まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎む**ことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを**一方的に否定したり揶揄したりしない**こと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、**まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要**であること。

パンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)

○ 教職員の理解促進のため、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を網羅した上で、Q&Aを追加したパンフレットを作成。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、
児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について
(教職員向け)

文部科学省

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知) 等に係るQ & A

Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。

性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。

Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。

既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当医の担当者との連携を図ることも考えられます。

Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。

「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。

Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることに留意が必要です。

7

【参考】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

「生徒指導提要」の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの**（平成22年3月作成）。



改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
- 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※」において生徒指導提要の改訂を検討**（右記QR）。

※座長：八並光俊東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授



12.5 「性的マイノリティ」に関する課題と対応

- 学級・HRにおいては、いかなるいじめや差別も許さない適切な生徒指導、人権教育を推進し、**悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者**となるよう努める。
- 自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、**相談しやすい環境を整えるとともに、教職員自身が理解を深めることも重要**。
- 教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要。本人や保護者に十分な説明・相談や理解を得る働きかけが求められる。

【関係機関との連携】

➤ 保護者との連携

- 保護者とその子の性同一性に関する悩みや不安を受容している場合は、緊密に連携して支援を進めることが必要であり、そうでない場合でも、十分に話し合い、支援する必要。

➤ 医療機関との連携

- 医療機関による診断や助言を通じて学校が専門的知見を得るとともに、教職員や児童生徒、保護者への説明材料として活用**。
- 連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、個人情報に関連しない範囲での助言も有効。

| 項目 | 学校における支援の事例 |
|--------|---|
| 服装 | ・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。 |
| 髪型 | ・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。 |
| 更衣室 | ・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。 |
| トイレ | ・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。 |
| 呼称の工夫 | ・校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。 |
| 授業 | ・体育又は保健体育において別メニューを設定する。 |
| 水泳 | ・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。 |
| 運動部の活動 | ・自認する性別に係る活動への参加を認める。 |
| 修学旅行等 | ・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。 |

LGBTに関する研修資料・自治体の事例等

(独) 教職員支援機構 校内研修シリーズ No87 :

学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち

宝塚大学看護学部 日高庸晴教授から、性的指向、性自認を表すLGBTに関する基本的な知識や行政動向について解説するとともに、全国調査の結果に基づき、いじめ被害等との関連にも触れながら、LGBTの児童生徒に対する関わり方等について解説

(<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>)

<自治体の取組例>

○埼玉県

・新たな人権課題に対応した指導の一環として、「性の多様性を考えよう」を題材とする高等学校のホームルーム活動の指導案を作成。 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/sexualminority.html>)

○鳥取県

・教職員用の指導参考資料「誰もが自分らしく輝くために～多様な性の在り方と人権～」を作成。

同資料では、性的マイノリティに関する現状や配慮すべき事項とともに、小学校下学年～高校生までの発達段階に応じた学習指導事例を掲載。 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1200818.htm>)

ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(抄)

(令和元年7月12日閣議決定)

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

(略)

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。

(略)

確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々も地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

○ 厚生労働省では、文部科学省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『ハンセン病の向こう側』を作成し、毎年全国の中学校等へ配布している。

○ ハンセン病を正しく理解することにより、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者・元患者等の名誉を回復することを目的としている。

・パンフレットの概要

- ① ハンセン病の悲しい歴史
- ② ハンセン病と人権について考える
- ③ ハンセン病問題から学ぶべきこと
- ④ ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える
- ⑤ ハンセン病をもっと知ろう

・このほか、厚生労働省ホームページにおいて、指導者用パンフレット「ハンセン病を正しく伝えるために」を掲載（パンフレットと合わせて全中学校等へ配布）<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



- 令和3年8月16日付けで、初めて、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、ハンセン病に関する教育の更なる取組を推進。
- 令和4年度も、各学校の参考となる資料等をさらに充実させ、3省連名通知を7月22日付で発出。

ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病に関する施設・資料等

(1) 関係施設

○国立ハンセン病資料館 (URL <http://www.hansen-dis.jp/>)

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料を展示。写真パネル・DVDの貸出実施。

○重監房資料館 (URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>)

かつてハンセン病患者の懲罰施設は、通称「重監房」と呼ばれ、遺構に残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示。DVDの貸出も実施。

○国立ハンセン病療養所 (URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html)

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等を実施。

(2) 資料等

○人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

【啓発動画掲載URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto

【活用の手引き等掲載URL】 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

○「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」 (URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載。

○人権ライブラリー (URL <http://www.jinken-library.jp/>)

(公財)人権教育啓発推進センターが運営。およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル等を所蔵。閲覧・貸出を実施。

○人権チャンネル (URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>)

ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像を公開。

(3) ウェブサイト

○厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省(「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm

○法務省(ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

ハンセン病に関する講義動画について

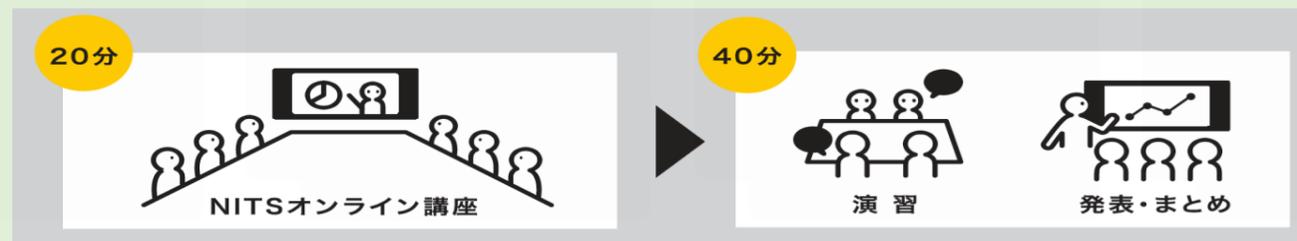
(独) 教職員支援機構が、全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるような目的で作成している約20分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病に関する講義動画の配信を令和3年12月6日付けで開始。

<動画の内容>

- ◆動画の内容：ハンセン病問題学習に当たっての視点、ハンセン病問題を巡る経緯、ハンセン病に関する授業実施の紹介 等
- ◆講義動画タイトル：ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つーハンセン病問題から学び、伝えるー
- ◆講義者：^{えいしん}盈進中学高等学校 校長 ^{のぶかずとし}延和聡
- ◆講義動画リンク先：<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>

校内研修で活用する場合の例

<60分の校内研修の場合> 研修の冒頭20分で講義動画を視聴し、それを踏まえた演習を行う流れが可能です。



検討の背景と経緯

- ▶ 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、ハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置。
（座長：文部科学大臣政務官、事務局長：総合教育政策局長、構成員：初等中等教育局長、高等教育局長）
- ▶ 有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進めた。

第1回（令和元年10月29日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置について
- ・熊本ハンセン病家族訴訟について
- ・文部科学省におけるハンセン病に関する教育の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング
梅野正信 上越教育大学理事兼副学長

第2回（令和元年11月13日）

- ・学校教育に関する現状の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
小泉ひとみ 東村山市立萩山小学校校長
太田元 東村山市立東村山第三中学校統括校長
井上貴雅 東村山市教育委員会教育部次長（学校教育担当）
鈴木賢次 東村山市教育委員会統括指導主事

第3回（令和元年11月28日）

- ・ハンセン病補償法、問題基本法改正法について
- ・登米市立新田中学校の視察について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（社会教育、高等教育）
飯開輝久雄 合志市教育委員会人権啓発教育課長
近藤真紀子 香川県立保健医療大学教授

第4回（令和2年1月29日）

- ・文部科学省職員向け研修講話
黄光男 ハンセン病家族訴訟原告団副団長

第5回（令和2年2月26日）

- ・これまでの議論の整理について

第6回（令和3年3月4日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置要領改訂について
- ・文部科学省におけるこれまでの主な取組について
- ・今後考えられる取組について

第7回（令和3年4月19日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
佐久間建 都立武蔵台学園府中分教室教諭

第8回（令和3年6月17日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
大高俊一郎 国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長

第9回（令和3年9月30日）

- ・これまでの議論の整理について

視察①（令和元年10月16日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察②（令和元年11月20日）

- ・登米市立新田中学校
- ・国立療養所東北新生園

視察③（令和2年2月17日）

- ・国立療養所菊池恵楓園
- ・福岡県教育委員会

視察④（令和2年11月19日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

<主に初等中等教育段階>

① ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

- 厚生労働省作成の中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」については、国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。また、ハンセン病に関する講演等では小学校高学年の反応が良いという意見がある。児童生徒の発達段階に応じたハンセン病に関する人権教育を充実させるため、今後、小学校や中学校における指導事例を周知する。

② ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

- 教員個人ではなく**教育委員会や学校の組織的なハンセン病に関する人権教育の取組**を促すため、引き続き、各都道府県等の人権教育担当者や人権教育指導者が集まる会議において、**国の施策動向や有用なコンテンツ等に関する情報提供**を図る。
- より**多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組める**よう、独立行政法人教職員支援機構において、指導の要点について学ぶことができる**オンライン研修教材の作成・配信**を進める。

<主に高等教育段階>

③ ハンセン病に係る教育に関する各大学の取組の把握と支援

- 大学におけるハンセン病に関する教育において参照・使用できるよう、**ハンセン病に関する教材や、国立ハンセン病資料館をはじめとする教育への協力を要請する国の施設・機関等を取りまとめ情報提供**を行う。
- 大学におけるハンセン病に係る教育の全体的な状況**について**調査・公表**する。※平成30年度大学改革状況調査において実施済み

<ハンセン病に関する学習のための基盤整備>

④ ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

- ハンセン病当事者の声**は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化やコロナ禍等により、当事者との直接交流には制約があるため、各所で収集している**当事者の映像や声が教育・研修等で活用されるよう周知**を行う。
- 引き続き厚労省・法務省と連携し、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、**中学生向けパンフレット、法務省作成の人権啓発動画及び冊子、国立ハンセン病資料館の学芸員等の講師派遣等**のハンセン病に関する人権教育に活用できる資料等の周知を行う。

今後の取組

- 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」等を通じて、当事者の方々のご意見を伺いながら、更なる取組の充実に向けて引き続き検討を行う。

(検討を通じて出た主な意見)

(共通事項)

- 設置者や国がハンセン病教育の取組を促す姿勢を示せば、各学校は取り組みやすくなる。
- シンポジウムを開催するだけでなく、関係省庁が連携して教員への意識付け等を行い継続的・日常的な取組に繋げていくことが重要。
- 当事者の話は説得力があるが、高齢化が進んでいるため、当事者の声を収録した映像資料を作成することが有効。また、当事者や家族に対する差別について教えることも重要だが、同時に尊厳を失わずに誇りを持って生き向いてきたことに重点を置いて普及啓発を行うことも重要。
- ハンセン病について学ぶことは重要であるが、ハンセン病の問題は入口に様々な人権問題について学ぶきっかけとしても有効。
- 道德教育と法的責任の自覚を促す人権教育の両方を進め「差別と立ち向かう行動ができる人間」を育てることが重要。
- ハンセンの経験を新型コロナウイルス感染症でも活用するべき。当時ハンセン病は伝染性の恐ろしい病と認識されていたが、今も昔のようにコロナ患者等の人権侵害をしている。ハンセンの学習をコロナ差別の問題に転換することはあり得る。

(主に初等中等教育)

- ハンセン病に関する教材は少なく、国が作った資料は安心して授業で使えるのでありがたい。ハンセン病資料館で教材の貸出も行っているので積極的に活用すべき。
- ハンセン病人権学習に役立つ授業実践例や学習資料等を国がまとめて刊行するべき。
- 研修等でハンセン病に関する知識を学ぶことも重要であるが、実際に「授業の場」に立つことを前提とした実践的な研修がより重要。
- 人権問題というデリケートな課題に対しては、教員個人で対応するのではなく、管理職が指導計画や資料を確認するなど、学校が組織的に対応することが必要。
- 個人人権課題に関する教育をいきなり扱うのではなく、「偏見差別はいけない」「他人に優しく」等のベースとなる部分をしっかりと教えたうえで、個人人権課題を取り扱うことが重要。
- 正しい知識を学んだ子が親に伝え、親の偏見も解消された例もある。学校教育は極めて重要。

(主に高等教育・社会教育)

- ハンセン病は、医療関係者だけでなく一般社会人にとっても人間の尊厳に関する問題を学ぶことができ意義がある。
- 大学のカリキュラム編成の際に学内の合意形成が一番難しい。ハンセン病というテーマには普遍性があることなど国が重要性を位置付けることを期待。
- 講師の選定が難しいため、講師の派遣等に対する支援を期待。
- 子供と保護者、地域の人と一緒に学ぶ公開講座が有効。